外務省 第2次回答

提案区分					制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解			
管理番号	区分	分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
29	A 権限移譲	その他	務による海外渡航	庁と同様、公用旅券の発給 を可能とし、関西広域連合	の指摘かめつたとこうでめる。公用と国に認められた名か相手力と対応するかとう かしょうのは、中国のような国でもも、ボナキノ影響するしょうことがに、そうした性格	旅券法第2条、 第4条、第5条 の2、第8条 等	外務省	関合共演 不完 不	がい住情に盛か、国の機関であらせき者がいましょるかが効と、いい、 に基づき発給している。なお、自治体職員であっても国の用所による海外機能であ る場合には、用務を所管する政府機関を通じ、外務大臣に請求がなされる場合に は、当該職員に対して公用除券が発給される。 国の用務の審査等を含む公用除券発給事務は、国が本来果たすぐき責務に係る ものであることから、国民を個人からの申請に基づき発給される一般除券の発給関 連事務とは法令上の制度趣旨及び性質が異なるものであり、国民の利便性又は事	本提案は、公用族券の発給が国の用務に限定されていること自体が、地方公共 団体においても国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組んでいる今日の状況にあ かないものとなっており、地方創生の観点からも見直す必要があるのではないかと いう趣旨であることをご理解いただきたい。 また、公用族券の発給事務については、国による統一性を確保する審査基準の	
	B方す制緩和和 は対象を表現します。	その他	旅券条給手数料 の納付時期の変 更	旅券発給手数料の納付方 法を、旅券受領時から旅券 申請時に変更かつ、受領に 来ない場合でも旅券発給手 数料を返還しない	申請者に対し受け取りに来るように働きかけるなど、事務負担が増加している。	旅券法施行規 則第19条	外務省	福井県	行政庁が一般旅券の発給申請を受理した時点において、申請者には手数料を納付する義務と旅券の引渡しを求める権利が発生し、行政庁側には手数料を受け取る権利が係券を引き抜す義務が全にており、双務的な債権債務関係が生しる。例えば、申請者が有数期間して(又は5年)の数文柱復族券を申請したにもかかわらず、限定旅券が発給された場合や完能店を行った場合には、行政庁側に「債務・限定法を対しては、不当利利の返還責任が生しると考えわれることから、たれぞれの場合に応じて手数料を返還しなければならないこととなる。上述のとおり、申請時納付制度を導入するに当たっては、交付時に受領に来ない場合でも旅券発給手数料を申請者に返還しなければならないことから、還付制度の導入やコスト値の影響を検討する必要がある。さらに、申請書との関係において相当程度の事務の混乱が生じる可能性が高いほか、寧る、都道庁県教券事務所や市財物室における事務量の増加に伴う行政ストの上手による経費節減という行政コストの影におる事務の記れが生じる可能性が高いほか、寧る、都道庁県教券事務所や市財が室における事務を関地に伴うる経費節減という行政コストのよりに対しまないと考えられるが、これは、事務の合理化による経費節減という行政コストのよりにあるが、このため、外務省としてもれまでに、旅券手数料の申請時納付制度の導入の可能性等を検討した軽減はあるが、申請時納付制度を導入し、かつ、受領に来ない場合でも旅券発給手数料を返還しないこととすることはできない。		

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
安芸高田市		【全国知事会】 手挙げ方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		地方公共団体において国際交流を積極的に推進し、外国企業による地方への投資の促進、 観光客の誘致、地域産品の海外販路開拓等に取り組むに当たり、自治体職員が海外渡航在行 う必要がある場合にはいて、当該渡航が国の用務を目的とする場合には公用旅券の発給を受 けることが可能でおり、見信しの必要性は認められない。 公用旅券の発給事務は、国が本来果上すべき責務に係るものであり、本件提案は旅券法制 度の根本理念に変更を加えることになるものであるところ、公用旅券の発給事務を都道府県等 の法定受託事務とすることはできない。
福島県、富山県、会市、安城市、安芸市、萩市、熊本県	○旅券の申請があり発給したが、本人の都合により未交付となっている事例がある。未交付の場合、発給から4月経過で業者での通知を一回、5月経過で電話連絡を行っている。(26年度 旅券系給件数16,087件、未交付失効33件) ○旅券系給に係ら軽費が回収でき、未交付失効の減少も期待されることから、提案に賛同する。(参考) 未交付失効件数:H24年度 158件(旅券発行件数 31,231件)、H25年度 180件(旅券発行件数 34,182件)、H26年度 140件(旅券発行件数 32,417件)* ○成务を受け取りに未ない申請者に対しての通知を行うなどの事務負担が生じている。(平成26年度旅券申請数:9290件、未交付失効数:19件) ○26年度康養してに蒸券給料数3340件、未交付失効数:19件) ○26年度康養してに済券給料数3340件、未交付失効数:19件) ○26年度康養した「放券発針的ないる」と25年度、大力十七を電話による督促を行って、財務・の申請後、旅券を受け取りに来ない申請者に対して、ハガキや電話による督促を行って、財務・募制を開始して、10年度旅券等給件数 22,470件 26年度 旅券発給件数 22,470件 20年度 成券発給件数 22,470件 20年度 表別・事務・40件 ○文障事例については提案された福井県と同様に、通知や電話により受け取りの働きかけを行っている。「平成26年度 申請件数:4,090件 未交付失効:6)と中成26年度 申請件数:4,090件 未交付失効:6)と対したり申請を受けにかる受力が展発なる。○本交付失効件数は、124年(発行数 4356件)、日26年度未交付失効件数は、124年(発行数 37,524件) ○平成26年度未交付失効件数 14、旅券申請後3か月経過一受り取りに来られない方に督促・オ方を発送し、電話等で受け取りに来るよう催促を行っている。手数料の確実な徴収ができ、事務負担軽減にもつながるので賛同する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な 検討を挟める。		

提案区分提案事項		.+			制度の所			各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
^{管理番号} 区分	分野	(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	管·関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	見解	補足資料
B 地に対象 が 制 級 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和 和	文化	認められたALTの	(財)自治体国際化協会 が実施するJETプログラム の特に優れていると認めら わたALTのゼ用期間の要	【地域の美術を始まえた必要性】	JETプログラム 任用団体マニュ アル 募集要項	務省、文部	福井県	JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。 JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムでなら趣旨から任用期間に限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を請まえ、通常3年、勤務実練、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。 今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。	小学校における美語の教科化、中学校や高等学校における言語活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況調査を早期に実施し、更なる任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じていただきたい。	

	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの 意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
甲府市、大町市、岐 県、奥出雲町、八幡沿 市、熊本市	○現在、独自の要綱において、外国人英語指導講師を任用しているが、任用期間の要件等により、優秀な人材の発失、人材不足が課題となっている。今後、小学校の英語の教科にも見込まれることを勘案すると、JETプログラムのALTの活用も 想定されることから、住用期間の要件の撤廃を望む。 ○現在、JETプログラムで雇用しているALTが市内が中学校に二人おり、学校からは特に優れている書はち年を超えて雇用しているALTが市内が中学校に二人おり、学校からは特に優れている書は5年を超えて雇用したいとの要望がある。 ○昨年5年間勤務にたれが交替した。後は日本をとても気に入り、ALT退任後も日本にとどまり仕事をしている。 日本語もとては、住用期間の変好を対した。といったので残念であった。特に優れな人工のごから、任用期間要件の上限である5年間を満了する者はほとんどいないが、ALTの中、当年は、日本の表したしている。 日本語もとては、住用期間の多件を被磨する者はほともだいないが、ALTの中、10つうち、任用期間要件の上限である5年間を満了する者はほとんどいないが、ALTの中、日本間であるた。日本語は、子どもいないか、投票が上げでなく生徒にも結婚的に関わったりするALTや、任用期間数子後も日本に生活の基盤を持ちたいと希望するALTもいる。期間理やが撤废されれば、手間間の任用を考望するALTが出る可能性もあり、本市で継続して任用することができれば、子どもたちだけでなく、学校や地域にとっても有益であると考えられる。 ○今年度最後任期の5年を迎え帰国したALTがいたが、同様の質の確保が難しいと考え、業者委託に切り替えることとしたため、現在、JETーALTはいなり、よんな元、信頼関係も構築でき、差別年度、その大の表が難しいと考え、業者委託に切り替えることとしたもの、現在、JETーALTはいなり、より、よんな元、経験関係と構築でき、表別年度、と同かよります。 「特に優れていると認められたALTについては、自然をからもか要する場合においては、実際には他の民間等を希望したり、直接雇用したものの短期間で離職する事例が発生し、ALTの確保とで書は他の民間等を希望したり、直接雇用したものの短期間で離職する事例が発生し、ALTの確保とで書は、小中の円滑な接側できると、そのため、経験雇用を希望するBLT・プログラムに比では困難な状況である。学校理場の声としては、日本語で意思改造している。小学校でほか様としている。小学校で積れ最しんだとれてが企業を発している。小学校でほか様としている。小中の中学校区に配置することが望ましい。 ○○英語によるコミュニケーショとを図り、お互いが関係を生を知られても関係を発している。から、学校ではお問かできるALTが望まれている。ALTの体には、中では関係を発している。、中で特別ではないでは、日本語で言ないている。といたいでは、日本語で言ないている。といたいでは、日本語で言ないている。といたいでは、日本語では、日	【全国市長会】 提楽団体の意見を尊重されたい。		JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムをある趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。JET-ALTの活用状況則査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の関係化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。